

埼玉県公安委員会規程第2号

埼玉県留置施設視察委員会の委員の任命等に関する規程を次のように定める。

平成19年6月1日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県留置施設視察委員会の委員の任命等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第1項及び埼玉県留置施設視察委員会条例（平成19年埼玉県条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、埼玉県留置施設視察委員会（以下「視察委員会」という。）の委員の任命等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、留置施設の運営に広く県民の意見を反映させるため、法律関係者、医療関係者、地域住民等のうちから、代表として意見、要望等を表明するにふさわしい者を委員に任命する。

2 公安委員会は、視察委員会の委員（以下「委員」という。）の任命に当たり、埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）の意見を聴くものとする。

3 委員の任命は、任命書（別記様式第1号）を交付して行う。

(解任)

第3条 公安委員会は、条例第3条第4項の規定に基づき委員の解任しようとするときは、当該委員の弁明の機会を与えるものとし、解任の理由を付した弁明通知書（別記様式2号）により、当該委員に通知するものとする。ただし、当該委員から解任の願い出があった場合又は所在不明等のため当該委員に通知することができないときは、この限りでない。

2 公安委員会は、委員の解任に当たっては、本部長の意見を聴くものとする。

3 委員の解任は、公安委員会の委員の合議により決定し、解任通知書（別記様式第3号）により通知して行う。

(補欠の委員の任命)

第4条 公安委員会は、委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を任命することができる。

(報酬等)

第5条 委員の報酬額は、日額13,800円とする。

2 委員の費用弁償額は、一般職の常勤職員に支給する旅費と同額とする。

(委任)

第6条 視察委員会の委員の任命等の事務に関する細目的事項に関しては、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

任 命 書

殿

あなたを埼玉県留置施設視察委員会委員
に任命します。

任期は、 年 月 日から
 年 月 日までとします。

年 月 日

埼玉県公安委員会



第 号
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会印

弁 明 通 知 書

埼玉県留置施設視察委員会条例第3条第4項の規定により埼玉県留置施設視察委員会の委員を解任することについて、次のとおり弁明の機会を付与しますので通知します。

記

- 1 解任の事由
- 2 弁明書の提出先
- 3 弁明書の提出期限

(注) 弁明書には、あなたの住所、氏名及び解任の事由に対する弁明を記載してください。

解 任 通 知 書

埼玉県留置施設視察委員会委員

殿

埼玉県留置施設視察委員会条例第3条第4項の規定により

埼玉県留置施設視察委員会委員

を解任したので通知します。

年 月 日

埼玉県公安委員会印

（注）教示文は、裏面のとおり

(裏)

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。